第２節　日弁連・弁護士会等による弁護士過疎・偏在解消のための取組

1　経過と現状

日弁連は、弁護士過疎・偏在解消のため、1996 年に「弁護士過疎地域における法律相談体制の確立に関する宣言」（名古屋宣言）を採択し、ゼロワン地域を中心として緊急に対策を講ずべき弁護士過疎地域に法律相談センターを設置するなど、市民が容易に弁護士に相談し、依頼できる体制の確立のため活動を行っている。

次のグラフは、ゼロワンマップ（次頁参照）が発表された 1993 年から 2019 年までの弁護士のゼロワン地裁支部数の変遷と、日弁連ひまわり基金による公設事務所「ひまわり基金法律事務所」（209 頁参照）及び「法テラスの地域事務所（司法過疎地域事務所）」の設置数の推移を示したものである。両法律事務所の設置数の増加に比例して、弁護士のゼロワン地域が減少している。

1993 年当時 50 か所存在した弁護士ゼロ地域は、2019 年 6 月 1 日現在 0 か所、ワン地域は 1 か所となった。

資料3-5-2-1　弁護士ゼロワン地裁支部数の変遷

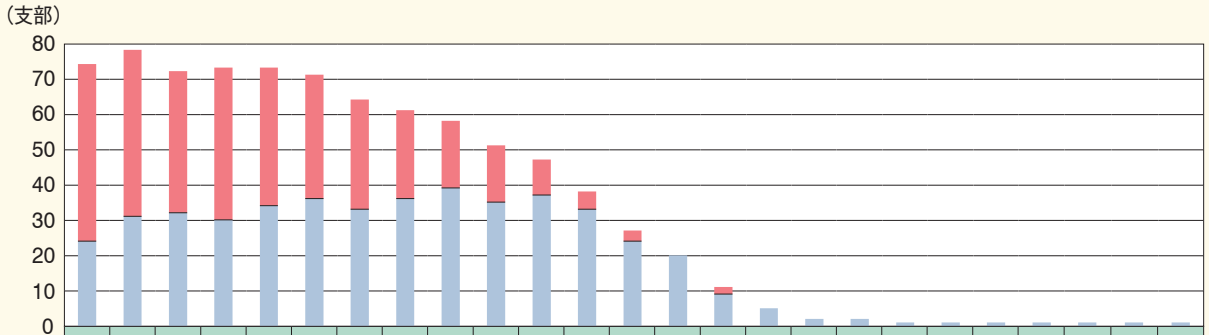

	1993年7月	1996年4月	1997年4月	1998年4月	1999年4月	2000年4月	2001年10月	2002年10月	2003年10月	2004年10月	2005年10月	2006年10月	2007年10月	2008年10月	2009年10月	2010年10月	2011年10月	2012年10月	2013年10月	2014年10月	2015年10月	2016年10月	2017年10月	2018年10月	2019年6月
ゼロ	50	47	40	43	39	35	31	25	19	16	10	5	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ワン	24	31	32	30	34	36	33	36	39	35	37	33	24	20	9	5	2	2	1	1	1	1	1	1	1

資料3-5-2-2　ひまわり基金法律事務所・法テラス司法過疎地域事務所の設置数（累計）の推移

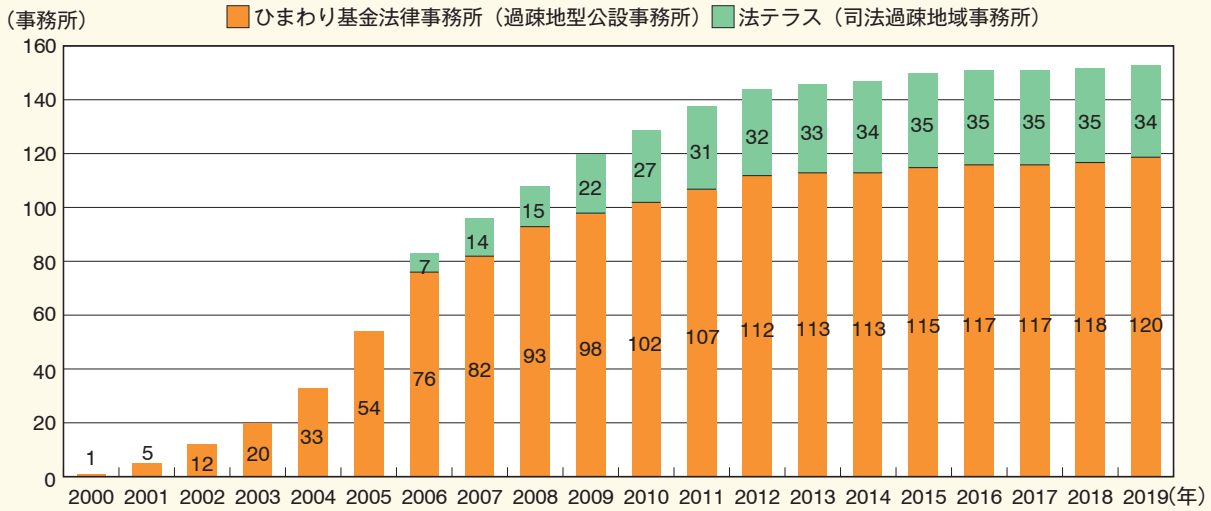

【注】1．2019 年 10 月 1 日現在のひまわり基金法律事務所数（累計）120 のうち、77 事務所は定着により個人事務所として同一地域内に開業している。詳しくは p.209 ～ 211 参照。
2．司法過疎対策業務については、本書第４編第１章「日本司法支援センター（法テラス）」p.243 を参照。